

令和4年（2022年）

旭川市議会議案

第1回定例会

令和4年2月21日開会

令和4年 月 日閉会

令和3年度旭川市一般会計補正予算について

令和3年度旭川市一般会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和4年2月21日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和3年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算について

令和3年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和4年2月21日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和3年度旭川市動物園事業特別会計補正予算について

令和3年度旭川市動物園事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和4年2月21日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和3年度旭川市公共駐車場事業特別会計補正予算について

令和3年度旭川市公共駐車場事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和4年2月21日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和3年度旭川市育英事業特別会計補正予算について

令和3年度旭川市育英事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和4年2月21日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和3年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算について

令和3年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和4年2月21日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和3年度旭川市水道事業会計補正予算について

令和3年度旭川市水道事業会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和4年2月21日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和3年度旭川市下水道事業会計補正予算について

令和3年度旭川市下水道事業会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和4年2月21日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和3年度旭川市病院事業会計補正予算について

令和3年度旭川市病院事業会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和4年2月21日提出

旭川市長 今 津 寛 介

土地の処分について

次の土地を売却する。

令和4年2月21日提出

旭川市長 今 津 寛 介

1 土地の表示

所 在	地 番	地 目	地 積 (㎡)
旭川市宮下通12丁目	1 番	宅 地	7, 6 9 3. 9 8

2 売却価格

6 0 1, 0 0 0, 0 0 0 円

3 契約の相手方

札幌市中央区北6条西16丁目

株式会社ほくやく

(説 明)

公用又は公共用に供する見込みがない土地を売却しようとするものである。

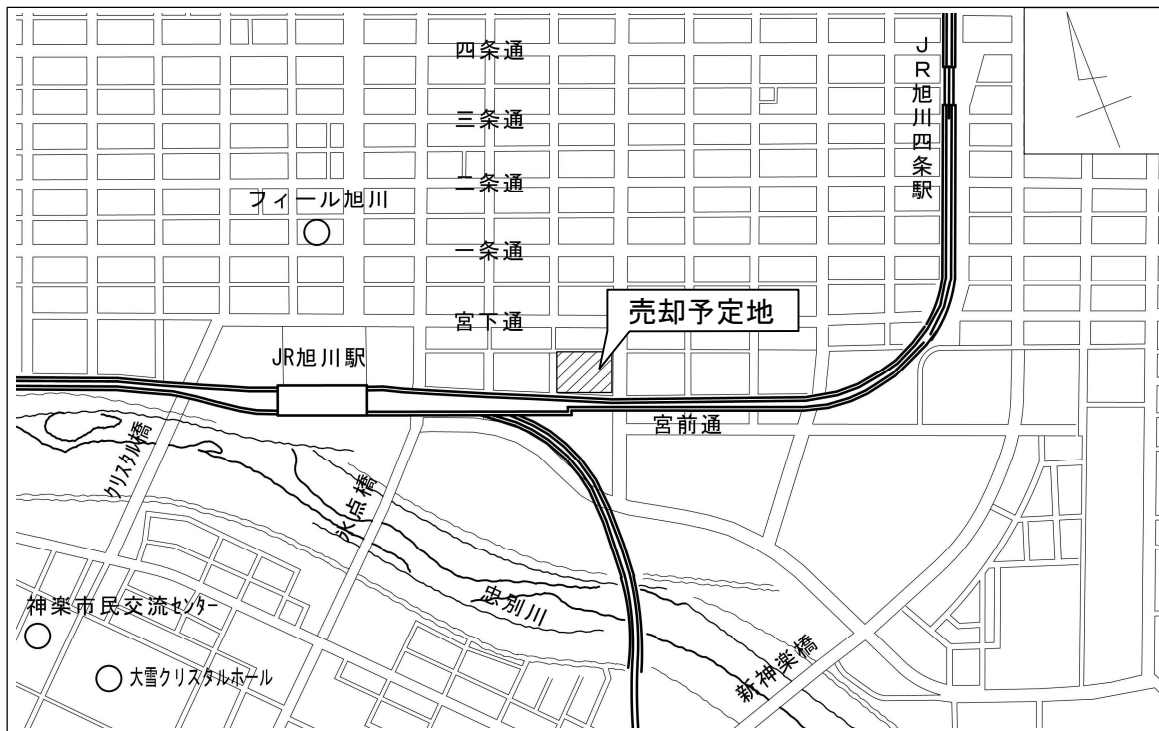
議案第10号参考図

所在 旭川市宮下通12丁目

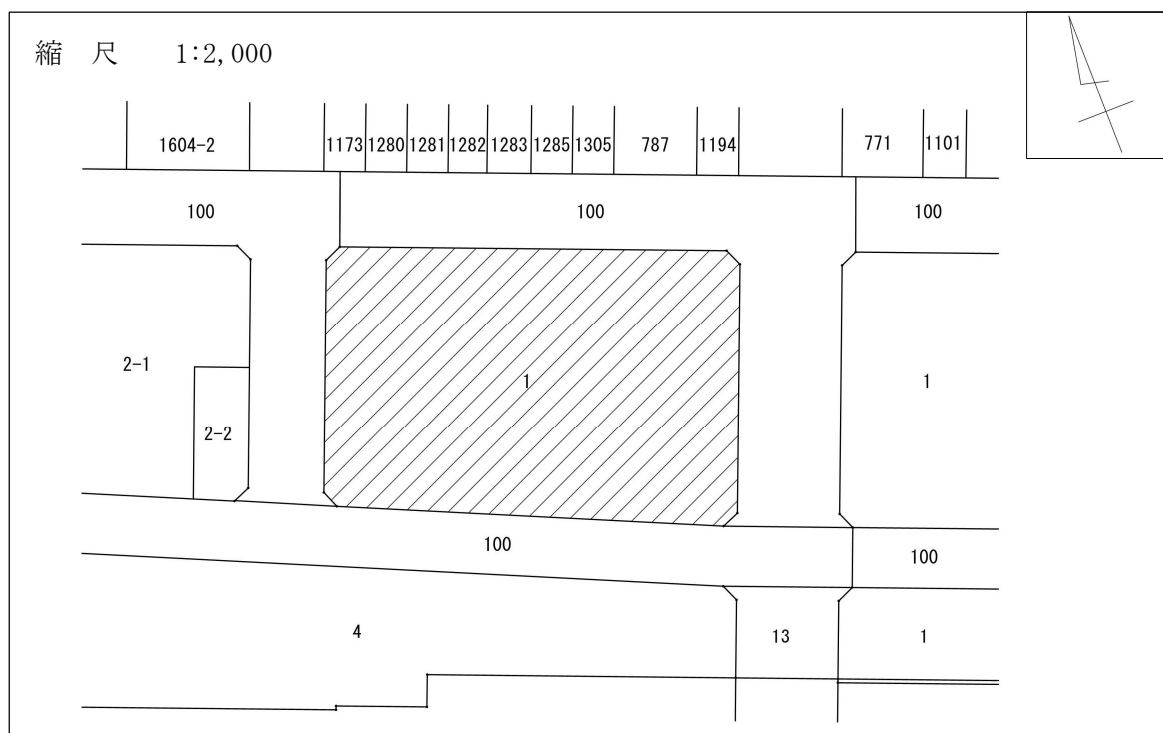
 売却予定地 7,693.98 m²

付近見取図

縮尺 1:15,000



縮尺 1:2,000



契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和4年2月21日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- | | |
|-------------|---|
| 1 工 事 名 | 第2豊岡団地建替（2－B）新築工事 |
| 2 契 約 金 額 | 851,400,000円 |
| 3 契約の相手方 | 廣野・菅原・東成・谷脇共同企業体
株式会社廣野組
株式会社菅原組
東成建設株式会社
株式会社谷脇組 |
| 4 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（条件付き） |

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和4年2月21日提出

旭川市長 今 津 寛 介

1 管理を行わせる公の施設

- (1) 旭川市ときわ市民ホール
- (2) 旭川市勤労者福祉総合センター

2 指定管理者

旭川市6条通9丁目

株式会社旭川振興公社

3 公の施設の管理を行わせる期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和4年2月21日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- 1 管理を行わせる公の施設
旭川市旭正農業構造改善センター
- 2 指定管理者
旭川市東鷹栖東2条2丁目
グリーンテックス株式会社
- 3 公の施設の管理を行わせる期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和4年2月21日提出

旭川市長 今 津 寛 介

1 管理を行わせる公の施設

旭川市永山ふれあいセンター

2 指定管理者

旭川市東鷹栖東2条2丁目

グリーンテックス株式会社

3 公の施設の管理を行わせる期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和4年2月21日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- 1 管理を行わせる公の施設
旭川市東鷹栖農村活性化センター
- 2 指定管理者
旭川市東鷹栖1条3丁目
たいせつ農業協同組合
- 3 公の施設の管理を行わせる期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和4年2月21日提出

旭川市長 今 津 寛 介

1 管理を行わせる公の施設

旭川市障害者福祉センター

2 指定管理者

旭川市宮前1条3丁目

特定非営利活動法人旭川障害者連絡協議会

3 公の施設の管理を行わせる期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和4年2月21日提出

旭川市長 今 津 寛 介

1 管理を行わせる公の施設

旭川市北部老人福祉センター

2 指定管理者

旭川市春光台4条11丁目

社会福祉法人愛善会

3 公の施設の管理を行わせる期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和4年2月21日提出

旭川市長 今 津 寛 介

1 管理を行わせる公の施設

旭川市東部老人福祉センター

2 指定管理者

旭川市1条通5丁目

ワーカーズコープ指定管理者グループ

3 公の施設の管理を行わせる期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので，議会の議決を求める。

令和4年2月21日提出

旭川市長 今 津 寛 介

1 管理を行わせる公の施設

- (1) いきいきセンター新旭川
- (2) いきいきセンター永山
- (3) いきいきセンター神楽

2 指定管理者

旭川市5条通4丁目

社会福祉法人旭川市社会福祉協議会

3 公の施設の管理を行わせる期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和4年2月21日提出

旭川市長 今 津 寛 介

1 管理を行わせる公の施設

旭川市近文市民ふれあいセンター

2 指定管理者

旭川市8条通9丁目

ニサカ・環境衛生指定管理者グループ

3 公の施設の管理を行わせる期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和4年2月21日提出

旭川市長 今 津 寛 介

1 管理を行わせる公の施設

旭川市東部スケートリンク

2 指定管理者

旭川市6条通9丁目

株式会社旭川振興公社

3 公の施設の管理を行わせる期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和4年2月21日提出

旭川市長 今 津 寛 介

1 管理を行わせる公の施設

忠和テニスコート

2 指定管理者

旭川市6条通9丁目

株式会社旭川振興公社

3 公の施設の管理を行わせる期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和4年2月21日提出

旭川市長 今 津 寛 介

1 管理を行わせる公の施設

旭川市柔道場

2 指定管理者

旭川市6条通9丁目

株式会社旭川振興公社

3 公の施設の管理を行わせる期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和4年2月21日提出

旭川市長 今 津 寛 介

1 管理を行わせる公の施設

旭川市江丹別若者の郷

2 指定管理者

旭川市江丹別町中央

江丹別産業開発株式会社

3 公の施設の管理を行わせる期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和4年2月21日提出

旭川市長 今 津 寛 介

1 管理を行わせる公の施設

旭川市21世紀の森施設

2 指定管理者

旭川市東旭川町瑞穂

旭川市21世紀の森運営協議会

3 公の施設の管理を行わせる期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和4年度旭川市一般会計予算について

令和4年度旭川市一般会計予算を別冊のとおり定める。

令和4年2月21日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和4年度旭川市国民健康保険事業特別会計予算について

令和4年度旭川市国民健康保険事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和4年2月21日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和4年度旭川市動物園事業特別会計予算について

令和4年度旭川市動物園事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和4年2月21日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和4年度旭川市公共駐車場事業特別会計予算について

令和4年度旭川市公共駐車場事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和4年2月21日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和4年度旭川市育英事業特別会計予算について

令和4年度旭川市育英事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和4年2月21日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和4年度旭川市介護保険事業特別会計予算について

令和4年度旭川市介護保険事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和4年2月21日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和4年度旭川市母子福祉資金等貸付事業特別会計予算について

令和4年度旭川市母子福祉資金等貸付事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和4年2月21日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和4年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計予算について

令和4年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和4年2月21日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和4年度旭川市水道事業会計予算について

令和4年度旭川市水道事業会計予算を別冊のとおり定める。

令和4年2月21日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和4年度旭川市下水道事業会計予算について

令和4年度旭川市下水道事業会計予算を別冊のとおり定める。

令和4年2月21日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和4年度旭川市病院事業会計予算について

令和4年度旭川市病院事業会計予算を別冊のとおり定める。

令和4年2月21日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市議会の議決すべき事件に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

旭川市議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月21日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例

旭川市議会の議決すべき事件に関する条例（昭和35年旭川市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を削り，第3号を第2号とする。

附 則

この条例は，令和4年4月1日から施行する。

（説 明）

議会の議決すべき事件の一部を廃止するために，旭川市議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

旭川市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月21日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

旭川市職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年旭川市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「任命権者又は任命権者の定める公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名」を「別記様式による宣誓書を任命権者に提出」に改める。

別記中「別記」を「別記様式」に改め、「㊟」を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（説 明）

押印等に係る規定を整備するために、旭川市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市職員の育児休業等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

旭川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月21日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

旭川市職員の育児休業等に関する条例（平成4年旭川市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア中(ア)を削り、(イ)を(ア)とし、(ウ)を(イ)とする。

第19条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第23条を第25条とし、第22条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第23条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業、育児短時間勤務又は部分休業（以下「育児休業等」という。）に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業等の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第24条 任命権者は、育児休業等の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業等に係る研修の実施
- (2) 育児休業等に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

(説 明)

非常勤職員の育児休業の承認に係る規定を整備する等のために、旭川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

旭川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月21日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

旭川市特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年旭川市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「令和3年4月1日から令和4年3月31日」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（説 明）

令和4年度における特別職の職員の給料月額の特例を定めるために、旭川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月21日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例（昭和46年旭川市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「令和3年4月1日から令和4年3月31日」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（説 明）

令和4年度における公営企業の管理者の給料月額の特例を定めるために、旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市新型コロナウイルス感染症対策基金条例
の一部を改正する条例の制定について

旭川市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月21日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例

旭川市新型コロナウイルス感染症対策基金条例（令和2年旭川市条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り，附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

（説 明）

失効日を廃止するために，旭川市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市消防団員の報酬に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

旭川市消防団員の報酬に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月21日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市消防団員の報酬に関する条例の一部を改正する条例

旭川市消防団員の報酬に関する条例（昭和28年旭川市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条の2中「報酬」を「年額報酬」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「消防団員に」を「消防団員に対し」に、「手当」を「報酬」に改め、同条第1号中「出場手当」を「災害出動報酬」に改め、同条第2号中「訓練手当」を「訓練出動報酬」に改め、同条第3号中「警戒手当」を「警戒出動報酬」に改め、同条第4号を削る。

第5条中「手当」を「報酬」に、「20日」を「末日」に改める。

別表1中「

」を「

」に改める。

別表2を次のように改める。

別表2

区 分	支給単位	金 額	備 考
災害出動報酬	1 回	8,000円	1 回は、4 時間以内とする。
訓練出動報酬	1 回	7,000円	

警戒出動報酬	1 回	7,000円	
--------	-----	--------	--

附 則

- 1 この条例は，令和４年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日前に支給すべき事由の生じた手当については，なお従前の例による。

（説 明）

消防団員の報酬の額を改定する等のために，旭川市消防団員の報酬に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市消防団員等公務災害補償条例の一部を
改正する条例の制定について

旭川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月21日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

旭川市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年旭川市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利については、この条例による改正後の旭川市消防団員等公務災害補償条例第3条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（説 明）

損害補償を受ける権利に係る規定を整備するために、旭川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月21日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市個人情報保護条例の一部を改正する条例

旭川市個人情報保護条例（平成17年旭川市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改める。

第12条第3号ウ中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第14条第2号ハ」を「個人情報の保護に関する法律第78条第2号ハ」に改める。

第23条の2中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

第39条第1項第1号を次のように改める。

(1) 統計法（平成19年法律第53号）第52条各号（第2号を除く。）に掲げる個人情報

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第23条の2の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の旭川市個人情報保護条例第23条の2の規定は、令和3年9月1日から適用する。

(説 明)

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止等に伴い，旭川市個人情報保護条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市地域共生社会の実現に向けた施策の推進に関する条例の制定について

旭川市地域共生社会の実現に向けた施策の推進に関する条例を次のように定める。

令和4年2月21日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市地域共生社会の実現に向けた施策の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地域共生社会の実現に向けた施策の推進に関し基本理念を定め、並びに市の責務並びに社会福祉協議会、関係団体、地域活動団体、事業者及び市民の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって誰もが安心して充実した幸せな人生を送ることができる地域共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域共生社会 誰が必要に応じた適切な福祉的支援又は配慮を受けながら、可能な限り経済活動（就労、消費等の活動をいう。）、市民活動（地域活動、ボランティア活動等の活動をいう。）、趣味の活動（文化芸術活動、スポーツ等の活動をいう。）等（以下「経済活動等」という。）に参加することで、世代、分野等を超えてつながり、社会の担い手として地域とともに創り、及び支えるとともに、自分らしく生きがいを持って生活できる社会をいう。
- (2) 合理的配慮 市民が全ての人権及び基本的自由を平等に享有して日常生活又は社会生活を営む上で支障となる社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの（以下この条において「社会的障壁」という。）の除去が必要であると認識できる場合において、当該除去を必要とする市民以外の者が、過度の負担が生じない範囲で社会的障壁の除去又は

代替手段による対応を行うことをいう。

- (3) 地域生活課題 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第4条第3項に規定する地域生活課題をいう。
- (4) 福祉的支援 国，地方公共団体，公的機関，社会福祉協議会，関係団体，地域活動団体及び事業者が実施する福祉サービス及び地域生活課題を抱える市民に対する支援をいう。
- (5) 福祉的支援を必要とする市民 高齢者，難病等の難治性の疾病の患者，子ども，子育てを行う者，障がい児，障がい者，生活困窮者，虐待又はドメスティック・バイオレンスの被害者，社会的少数者であることにより生きづらさを感じる者，社会的に孤立している者，社会参画に支障がある者その他日常生活を送る上で何らかの支援又は配慮を必要とする全ての市民をいう。
- (6) ケアラー 福祉的支援を必要とする市民に対し，無償で介護，看護，日常生活上の世話その他の援助を提供する者をいう。
- (7) 社会福祉協議会 法第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会のうち，市内に事務所を有するものをいう。
- (8) 関係団体 市内で社会福祉を目的とした事業又は活動を行う個人又は法人その他の団体（前号に掲げるものを除く。）をいう。
- (9) 地域活動団体 旭川市まちづくり基本条例（平成26年旭川市条例第3号）第14条第1項に規定する地域活動団体をいう。
- (10) 事業者 市内で事業を営む個人又は法人その他の団体（第7号及び第8号に掲げるものを除く。）をいう。
- (11) 市民 市内に住所を有する者，市内に居住する者又は市内に通勤し，若しくは通学する者をいう。

（基本理念）

第3条 地域共生社会の実現に向けた施策は，次に掲げる事項を目的として推進されなければならない。

- (1) 福祉的支援を必要とする市民が個性及び多様性を認められ，個々の状況に応じた適切な支援又は配慮を受けることで，福祉的支援を必要とする市民をはじめとする全ての市民が，それぞれの望む形で快適に暮らせること。
- (2) 福祉的支援を必要とする市民及びケアラーが，経済活動等を通じて社会の中で活躍の機会を得ることができること。

- (3) 福祉的支援を必要とする市民をはじめとする全ての市民が、個々の状況に応じた健康増進、介護予防その他の福祉サービスを受受し、健康保持に努めることができること。
- (4) 関係団体、地域活動団体及び事業者が、単独で又は他の関係団体、地域活動団体及び事業者と連携して、市及び関係する公的機関との役割分担の下、市民相互の支え合いにより、地域生活課題を解決できること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、社会福祉協議会との連携及び相互の協力の下、地域共生社会に関する理解を広め、誰もが生きがいを持ち、安心して充実した幸せな人生を送ることができる環境づくりを推進するため、次に掲げる責務を果たすものとする。

- (1) 関係する公的機関、関係団体、地域活動団体、事業者及び市民と連携して、第11条に掲げる事項（以下「基本施策」という。）を総合的かつ計画的に推進すること。
- (2) 基本施策を推進するに当たり、社会福祉協議会、関係団体、地域活動団体、事業者及び市民の意見を反映させるよう努めること。
- (3) 社会福祉協議会、関係団体、地域活動団体、事業者及び市民がこの条例に規定する役割を果たすことができるよう、必要な支援を行うこと。

(社会福祉協議会の役割)

第5条 社会福祉協議会は、基本理念にのっとり、市との連携及び相互の協力の下、地域共生社会の実現に向けた施策の主たる担い手として、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 関係する公的機関、関係団体、地域活動団体、事業者又は市民と協力して、地域生活課題の解決に取り組むこと。
- (2) 関係団体、地域活動団体、事業者及び市民に対し、地域共生社会の実現に向けた取組を行うために必要な情報の提供、助言その他必要な支援を行うこと。
- (3) 福祉的支援が必要な市民に対し、個々の状況に応じた適切な福祉サービスを受けることができるよう、直接的又は間接的に支援すること。
- (4) 地域共生社会の実現に向けた施策の推進につながる地域資源を開拓し、人材の育成及び資質の向上を行うこと。

(関係団体の役割)

第6条 関係団体は、基本理念にのっとり、地域共生社会の実現に向けた施策の推進に主体的に取り組むとともに、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 単独で又は他の関係団体と連携を図りながら、必要に応じて市、社会福祉協議会及び関係する公的機関と情報を共有し、福祉的支援を必要とする市民が、自らが望む経済活動等に参加できるようになることを目指して、支援又は配慮を行うこと。
- (2) 自らの活動を通じて福祉的支援を必要とする市民を発見したときは、市、社会福祉協議会又は関係する公的機関に情報を提供すること。
- (3) 自らの活動に参加する市民の心身の健康保持と生きがいをづくりを行うこと。

(地域活動団体の役割)

第7条 地域活動団体は、基本理念にのっとり、地域共生社会の実現に向けた施策に協力するとともに、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 単独で又は他の地域活動団体と連携を図りながら、必要に応じて市、社会福祉協議会、関係する公的機関又は関係団体と協力し、地域における福祉的課題を解決すること。
- (2) 自らの活動を通じて福祉的支援を必要とする市民を発見したときは、市、社会福祉協議会又は関係する公的機関に情報を提供すること。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、地域共生社会に関する理解を深めるとともに、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 労働者の個性及び多様性を尊重し、心身の健康保持を図るための職場環境づくりを行うこと。
- (2) 福祉的支援を必要とする市民の雇用を促進すること。
- (3) 自らが提供する商品及びサービス又は管理する施設及び設備において、福祉的支援を必要とする市民に対し合理的配慮を行うこと。
- (4) 事業活動を通じて福祉的支援を必要とする市民を発見したときは、市、社会福祉協議会又は関係する公的機関に情報を提供すること。

(市民の役割)

第9条 市民は、基本理念にのっとり、地域共生社会に関する理解を深めるとともに、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 市、社会福祉協議会、関係する公的機関、関係団体及び地域活動団体が推進する地域共生社会の実現に向けた取組に協力すること。
- (2) 自身及び家族の心身の健康を保持すること。
- (3) 自身の心身の健康状況等に応じて経済活動等に参加し、地域社会の活性化と地域福祉を

推進すること。

- (4) 福祉的支援を必要とする市民に対し、過度な負担が生じない範囲での支援又は合理的配慮を行うこと。

(他分野との連携)

第10条 市は、地域共生社会の実現のため、福祉分野のほか、保健、医療、市民生活、人権、教育、文化、スポーツ、経済、農業その他の分野の事業と連携して基本施策を推進するものとする。

(基本施策)

第11条 市は、地域共生社会の実現に向け、次に掲げる事項を施策の基本として推進するものとする。

- (1) 市民の個性及び多様性を尊重し、福祉的支援を必要とする市民であることを理由とする不当な差別的取扱いを受けることのない環境づくりに取り組むこと。
- (2) 福祉的支援を必要とする市民に対して支援又は配慮を行うとともに、地域活動団体、事業者及び市民に対し、合理的配慮の実施の推進に取り組むこと。
- (3) 関係団体、地域活動団体、事業者及び市民に対し、地域共生社会、福祉的支援及び合理的配慮についての理解を深めるための機会の提供及び周知並びに啓発に取り組むこと。
- (4) 福祉的支援を必要とする市民が、福祉、保健、医療、まちづくり、教育、就労支援その他の制度の枠を超えて、個々の状況に応じた福祉サービスを受けることができる包括的な相談支援体制の整備に取り組むこと。
- (5) 福祉的支援を必要とする市民を地域の中で把握し、当該福祉的支援を必要とする市民を個々の状況に応じた支援に結びつけるよう取り組むこと。
- (6) 福祉的支援を必要とする市民及びケアラーの経済活動等への参加の促進に取り組むこと。
- (7) 誰もが経済活動等を通じて生きがいを持ち、地域社会の活性化と地域福祉の推進に寄与できるように取り組むこと。
- (8) 福祉的支援を必要とする市民、ケアラー及び関係団体に必要な情報が行き届くよう、その発信に取り組むこと。
- (9) 市民の心身の健康保持を図るため、市民一人一人の状態に応じた心身の健康増進、介護予防等に取り組むこと。
- (10) 地域共生社会の実現に向けた取組への市民の参加の促進に取り組むこと。
- (11) 関係団体、地域活動団体、事業者及び市民が行う、地域における福祉的課題の自主的な

解決を図る活動の支援に取り組むこと。

(12) 福祉的支援に関わる者の人材育成及び人材確保の促進に取り組むこと。

(財政上の措置)

第12条 市は、地域共生社会の実現に向けた施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(評価検証)

第13条 市は、この条例を踏まえた地域共生社会の実現に向けた施策の推進状況について評価検証し、その結果を公表するものとする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(説 明)

地域共生社会の実現に向けた施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって誰もが安心して充実した幸せな人生を送ることができる地域共生社会の実現に寄与するために、この条例を制定しようとするものである。

旭川市民生委員の定数を定める条例の一部を改正する
条例の制定について

旭川市民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月21日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

旭川市民生委員の定数を定める条例（平成27年旭川市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中「782人」を「786人」に改める。

附 則

この条例は、令和4年12月1日から施行する。

（説 明）

民生委員の定数を改定するために、旭川市民生委員の定数を定める条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営の基準等
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和4年2月21日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営の基準等
に関する条例の一部を改正する条例

旭川市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営の基準等に関する条例（令和元年旭川市
条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第3号中「附則第20条第1項」を「附則第27条第1項」に，「附則第3条
第1項」を「附則第10条第1項」に改める。

第7条第2項第3号及び第80条第2項第3号中「附則第20条第1項」を「附則第27条
第1項」に改める。

附 則

この条例は，令和4年4月1日から施行する。

（説 明）

社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴い，旭川市指定通所支援の事業等の人員，設備
及び運営の基準等に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市高齢者バス料金助成乗車証条例の一部を改正する条例
の制定について

旭川市高齢者バス料金助成乗車証条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月21日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市高齢者バス料金助成乗車証条例の一部を改正する条例

旭川市高齢者バス料金助成乗車証条例（平成18年旭川市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号」を「別表」に改め、同項各号を削る。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第7条関係）

寿バスカードの残余有効期間	身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている者	左欄に掲げる者以外の者
11月を超えるもの	1,000円	2,000円
10月を超え11月以下であるもの	920円	1,840円
9月を超え10月以下であるもの	840円	1,680円
8月を超え9月以下であるもの	760円	1,520円
7月を超え8月以下であるもの	680円	1,360円
6月を超え7月以下であるもの	600円	1,200円
5月を超え6月以下であるもの	520円	1,040円
4月を超え5月以下であるもの	440円	880円
3月を超え4月以下であるもの	360円	720円

2月を超え3月以下であるもの	280円	560円
1月を超え2月以下であるもの	200円	400円
1月以下であるもの	120円	240円

備考 この表において「寿バスカードの残余有効期間」とは、寿バスカードの交付を受けた日から第5条に規定する有効期間の末日までの期間をいう。ただし、有効期間の初日以前に寿バスカードの交付を受けた場合は、第5条に規定する有効期間の初日から末日までの期間をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の旭川市高齢者バス料金助成乗車証条例の規定は、令和4年6月1日以後を有効期間の初日とする高齢者バス料金助成乗車証について適用し、同日前を有効期間の初日とする高齢者バス料金助成乗車証については、なお従前の例による。

(説 明)

負担額を改定するために、旭川市高齢者バス料金助成乗車証条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定について

旭川市国民健康保険条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月21日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市国民健康保険条例等の一部を改正する条例

(旭川市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 旭川市国民健康保険条例（昭和34年旭川市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第8条の4中「第17条」を「第17条又は第17条の4」に改め、同条第1号ウ中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改め、同号エ中「第81条の2第9項第2号」を「第81条の2第10項第2号」に改め、同条第2号エ中「第72条の3第1項」を「第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項」に改める。

第12条の6の2中「第17条」を「第17条又は第17条の4」に改め、同条第2号イ中「第72条の3第1項」を「第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項」に改める。

第17条第1項第4号を削る。

第17条の3の次に次の1条を加える。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第17条の4 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合（次項に規定する場合を除く。）における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第12条又は第12条の5の基礎賦課額の被保険者均等割額から、それぞれ、当該被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）を減額して得た額とする。

2 当該年度において、第17条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減額して得た額とする。

(1) 第12条又は第12条の5の基礎賦課額の被保険者均等割額から、第17条第1項各号に規定する納付義務者の区分に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる額（同条第2項の規定により端数の切上げを行つた後の額とする。）を控除して得た額

(2) 前号に掲げる額にそれぞれ10分の5を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、前2項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第12条の5」とあるのは「第12条の6の5又は第12条の6の8」と、前項第1号中「同条第2項」とあるのは「同条第3項において準用する同条第2項」と読み替えるものとする。

（旭川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 旭川市国民健康保険条例の一部を改正する条例（平成30年旭川市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「1, 500円」を「1, 000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の旭川市国民健康保険条例の規定は、令和4年度分の保険料から適用し、令和3年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（説 明）

国民健康保険法等の一部改正等に伴い、旭川市国民健康保険条例等の一部を改正しようとするものである。

旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月21日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例

旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年旭川市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第13条中「法第33条の7に規定する児童等」を「児童」に、「児童等の」を「児童の」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（旭川市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

- 2 旭川市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営の基準に関する条例（平成26年旭川市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項の表第13条の項中「法第33条の7に規定する児童等」を「児童」に、「その児童等」を「その児童」に改める。

(説 明)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市助産施設条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市助産施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月21日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市助産施設条例の一部を改正する条例

旭川市助産施設条例（平成13年旭川市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「404,000円」を「408,000円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

入所の要件を変更するために、旭川市助産施設条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行条例
の一部を改正する条例の制定について

旭川市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月21日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行条例
の一部を改正する条例

旭川市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行条例（平成12年旭川市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第4条を第9条とし、第3条の次に次の5条を加える。

（登録の申請）

第4条 法第12条の2第1項の登録を受けようとする者は、規則で定める申請書を市長に提出しなければならない。

（登録事項の変更等の届出）

第5条 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号。以下「施行規則」という。）第33条第1項の規定による届出をしようとする者は、規則で定める届出書を市長に提出しなければならない。

（登録証明書の書換え交付）

第6条 登録業者（法第12条の3に規定する登録業者をいう。以下同じ。）は、施行規則第33条第1項の規定による変更の届出により登録証明書（施行規則第32条の登録証明書をいう。以下同じ。）の記載事項に変更が生じたときは、その書換え交付を申請することができる。

- 2 前項の規定による申請をしようとする者は、規則で定める申請書に当該登録証明書を添付して市長に提出しなければならない。

(登録証明書の再交付)

第7条 登録業者は、登録証明書を破損し、汚損し、又は亡失したときは、その再交付を申請することができる。

- 2 前項の規定による申請をしようとする者は、規則で定める申請書を市長に提出しなければならない。

- 3 破損又は汚損により登録証明書の再交付の申請をする場合にあっては、前項の申請書に当該登録証明書を添付しなければならない。

- 4 亡失により登録証明書の再交付を受けた者は、当該再交付を受けた後において亡失した登録証明書を発見したときは、直ちに発見した登録証明書を市長に返納しなければならない。

(手数料)

第8条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める手数料を申請の際、納入しなければならない。

- (1) 法第12条の2第1項の登録を受けようとする者 次に掲げる区分に応じ当該区分に掲げる額

ア 法第12条の2第1項第1号から第7号までに掲げる事業の登録 1件につき
36,700円

イ 法第12条の2第1項第8号に掲げる事業の登録 1件につき 46,800円

- (2) 第6条第1項の規定による登録証明書の書換え交付を受けようとする者 1件につき
1,300円

- (3) 第7条第1項の規定による登録証明書の再交付を受けようとする者 1件につき
1,300円

- 2 既納の手数料は、還付しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際北海道知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は

この条例の施行の日前に北海道知事に対してなされた申請その他の行為は、この条例による改正後の旭川市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行条例の規定に基づき市長がした処分その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（説 明）

建築物における清掃を行う事業等を営んでいる者の登録の申請等の規定を整備するために、旭川市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市工業技術センター条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市工業技術センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月21日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市工業技術センター条例の一部を改正する条例

旭川市工業技術センター条例（平成元年旭川市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表1(2)機器の使用料の表加工機器の項中

「

3Dプリンタ	1,490
--------	-------

」を

「

3Dプリンタ	1,490
バンドソー	1,050
TIG溶接機	890

」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(説 明)

新規導入機器の使用料を定めるために、旭川市工業技術センター条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市観光振興条例の制定について

旭川市観光振興条例を次のように定める。

令和4年2月21日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市観光振興条例

旭川市は、大雪山系が育んだ自然環境を有し、その豊かな森林や石狩川をはじめとする水資源は、多様な農産物の生産、酒造り、家具・木製品の製造など、地域産業の発展を導き、多くの人々に潤いと憩いをもたらしている。

また、北海道のほぼ中央に位置し、多くの人々が行き交い、多様な産物が集まる交通の要衝であり、行政、経済、医療福祉の都市機能が集積する北北海道の拠点都市である。

四季折々の豊かな自然環境、これに育まれた産業、そして交通の利便性が高く充実した都市機能が融合する本市の特徴を最大限に生かした観光の振興により、交流・滞在人口が拡大し、宿泊・飲食業をはじめとする多様な産業に効果が波及することで、地域経済の活性化がもたらされ、市民の経済的な豊かさにつながっている。

観光は、異なる文化や価値観の交流を通じて、地域の魅力を発見することができるものであり、自然と共生して暮らしてきたアイヌの人々や開拓のため移住してきた人々など、先人から受け継がれてきた歴史や文化を学び体験する機会を、観光客のみならず市民も享受することで、郷土愛を深め、心豊かな社会生活の実現につながるものである。

ここに、誰もが安心して快適に滞在することができ、国際的にも通用する観光地を目指して、市、市民、観光事業者及び観光関係団体等、旭川市に関わる全ての者が連携し、一体となって観光の振興を推進するために、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、観光の振興に関し基本理念を定め、並びに市の責務並びに市民、観光事

業者（観光に関する事業を主たる事業として営む者をいう。以下同じ。）及び観光関係団体等（観光に関する活動を行う団体，企業，教育機関等をいう。以下同じ。）の役割を明らかにするとともに，観光の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより，その施策を総合的かつ計画的に推進し，もって観光の振興により観光客の来訪を促進し，本市経済の発展と豊かな市民生活の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 観光の振興は，市，市民，観光事業者及び観光関係団体等が相互に連携し，観光客のみならず，市民も共に学び，楽しめる地域づくりを目指して推進されなければならない。

2 観光の振興は，地域経済をけん引するものであることを踏まえ，より豊かな市民生活を実現できるよう推進されなければならない。

3 観光の振興は，産業のほか，教育，文化，スポーツ等多様な分野と結び付き，幅広く波及効果をもたらすものであることを踏まえ，市民が様々な利益を享受できるよう推進されなければならない。

4 観光の振興は，本市が北海道の拠点都市であることを踏まえ，各地域と連携しながら推進されなければならない。

5 観光の振興は，全ての人々が安心して快適に観光することができるよう配慮するとともに，環境等への影響も十分に考慮し，推進されなければならない。

（市の責務）

第3条 市は，前条に規定する基本理念にのっとり，観光の振興に関する施策を策定し，これを総合的かつ計画的に実施するとともに，市民，観光事業者及び観光関係団体等がそれぞれの立場から広く観光の振興を推進することができるよう，情報の提供及び相互に協力する関係の構築等に取り組むものとする。

（市民の役割）

第4条 市民は，観光客を温かく迎えるとともに，相互に交流を図るよう努めるものとする。

2 市民は，観光について理解を深めるとともに，本市に関する情報の発信，観光に関する学び及び体験その他観光の振興に関する活動を行うことにより，魅力ある観光地づくりに参画するよう努めるものとする。

（観光事業者の役割）

第5条 観光事業者は，観光客の満足度の向上に努め，地域の各産業と連携しながら事業活動を行うほか，情報の発信及び観光資源の開発等を担うものとする。

(観光関係団体等の役割)

第6条 観光関係団体等は、観光客の来訪の促進を図るとともに、おもてなしの向上等受入体制の充実及び整備並びに情報の発信等に取り組むものとする。

(基本方針)

第7条 市長は、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、観光の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本方針において観光分野の成果に関する具体的な目標を設定するとともに、必要に応じて、見直しを行うものとする。

3 市長は、基本方針を策定するに当たっては、市民、観光事業者及び観光関係団体等の意見を適切に反映することができるよう、必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、基本方針を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 市長は、基本方針について、評価及び検証を行うものとする。

6 第3項及び第4項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(人材の育成)

第8条 市、観光事業者及び観光関係団体等は、観光の振興に寄与する人材の育成及び確保を図るため、相互に連携し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(広域的な取組)

第9条 市、観光事業者及び観光関係団体等は、国、北海道その他の地方公共団体及び当該地方公共団体における観光事業者又は観光関係団体等（次項において「観光関係者等」という。）と連携し、広域的な施策の推進に努めるものとする。

2 市、観光事業者及び観光関係団体等は、本市が北北海道の拠点都市であり、かつ、上川中部圏域の拠点都市であることを踏まえ、当該各地域における住民及び観光関係者等と連携し、観光客の周遊の促進に努めるものとする。

(新たな観光分野の開拓等)

第10条 市、観光事業者及び観光関係団体等は、自然、食、商工業、農業、教育、文化、芸術、スポーツ等多様な分野と連携した観光の振興の推進に努めるものとする。

2 市、市民、観光事業者及び観光関係団体等は、新たな観光資源を掘り起こし、又は既存の観光資源を磨き上げることに努めるものとする。

(広報宣伝)

第11条 市、市民、観光事業者及び観光関係団体等は、観光客の来訪を促進するため、観光

情報の発信に取り組むものとする。

- 2 市は、市民、観光事業者及び観光関係団体等による観光情報の発信を促進するための機会の創出、情報提供その他観光情報の発信に資する取組の実施に努めるものとする。

(財政上の措置)

- 第12条 市は、観光の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

- 第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(説 明)

観光の振興の基本的な事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって観光の振興により観光客の来訪を促進し、本市経済の発展と豊かな市民生活の実現に寄与するために、この条例を制定しようとするものである。

旭川市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市文化財保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月21日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市文化財保護条例の一部を改正する条例

旭川市文化財保護条例（昭和38年旭川市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「旭川市の」を「旭川市（以下「市」という。）の」に、「道の指定」を「北海道の指定又は登録（以下「指定等」という。）」に、「旭川市（以下「市」という。）」を「市」に、「保全」を「保存」に改める。

第2条中「（昭和25年法律第214号）」を「（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）」に、「有形文化財，無形文化財，民俗資料及び記念物」を「文化財」に改める。

第3条第1項中「保全」を「保存」に改める。

第4条第1項中「保護」を「保存及び活用」に改める。

第5条の見出しを「（指定及び登録）」に改め、同条第1項中「道」を「北海道」に、「権限」を「権原」に、「保持者」を「第3項の規定により認定を受けた保持者若しくは保持団体」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に、「無形文化財の指定を行なおうとする」を「指定等を行おうとする文化財が無形文化財（法第2条第1項第2号に規定する無形文化財をいう。以下同じ。）である」に、「保持者」を「保持者又は保持団体（法第71条第2項に規定する保持団体をいう。以下同じ。）（以下「保持者等」という。）」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、市の区域内に所在する文化財のうち、国又は北海道が指定等をしたもの及び前項の規定により委員会が指定したものを除き、その文化財の価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを、所有者等の同意を得て、市の文化財登録簿に登録するこ

とができる。

第6条の見出しを「（解除及び抹消）」に改め、同条第1項中「場合，」を「場合」に，「ときは」を「ときは，その」に改め、同条第2項中「市指定文化財」を「市指定文化財又は市登録文化財（以下「市指定文化財等」という。）」に，「道」を「北海道」に，「指定を」を「指定等を」に，「指定は解除」を「指定等は解除又は抹消（次条において「解除等」という。）」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 委員会は、前条第2項の規定により市の文化財登録簿に登録した文化財（以下「市登録文化財」という。）がその保存及び活用のための措置を講ずる必要がなくなった場合その他特殊の事由があるときは、その登録を抹消することができる。

3 委員会は、保持者が心身の故障により保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保持団体がその構成員の異動により保持団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特殊の事由があるときは、保持者等の認定を解除することができる。

第7条の見出しを「（指定等又は解除等の告示）」に改め、同条中「指定」を「指定等」に，「解除」を「解除等を」に，「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第8条中「市指定文化財」を「市指定文化財等」に，「指示」を「指示，指導又は助言」に，「保存」を「保存又は活用」に改める。

第9条第1項中「市指定文化財」を「市指定文化財等」に，「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第2項中「市指定文化財」を「市指定文化財等」に，「，名称又は住所」を「若しくは名称又は住所若しくは所在地」に，「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第3項中「市指定文化財」を「市指定文化財等」に，「保持者が死亡し，又は保持者」を「保持者等が死亡し，若しくは解散し，又は保持者等」に，「保持者はすみやかに」を「保持者若しくは保持団体の代表者は速やかに」に改める。

第10条の見出し中「き損」を「毀損」に改め、同条中「市指定文化財が」を「市指定文化財等が」に，「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第2号中「滅失，き損若しくは亡失した」を「滅失し，毀損し，若しくは亡失し，又は盗み取られた」に改め、同条第3号中「市指定文化財である記念物」を「市指定文化財等である記念物（法第2条第1項第4号に規定する記念物をいう。）」に改める。

第11条第1項中「保全」を「保存」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項の規定は、市登録文化財について準用する。この場合において、同項中「委員会の許可を受けなければ」とあるのは、「委員会に届け出なければ」と読み替えるものとする。

第12条第2項中「指導助言」を「指導又は助言」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 前2項の規定は、市登録文化財について準用する。この場合において、第1項中「しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「したときは、速やかに」と、「前条第1項」とあるのは「前条第4項において読み替えて準用する同条第1項」と、「許可を受けた」とあるのは「届け出た」と読み替えるものとする。

第13条（見出しを含む。）中「保全」を「保存」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、市登録文化財について準用する。この場合において、同項中「措置を講ずるよう勧告する」とあるのは、「指導又は助言を行う」と読み替えるものとする。

第15条第1項中「市指定文化財の保全又は保存及び」を「市指定文化財等の保存又は」に改める。

第18条中「滅失又はき損したとき」を「滅失し、又は毀損したときは」に、「所有者」を「所有者等」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（説 明）

文化財の登録に係る規定を整備する等のために、旭川市文化財保護条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月21日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市営住宅条例の一部を改正する条例

旭川市営住宅条例（昭和54年旭川市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「建設した」を「建設し、及び借り上げた」に改める。

第4条の2中「廃止」を「廃止又は市営住宅の借上げに係る契約の終了」に改める。

第6条の2第2項中「前項」を「前2項のいずれか」に、「同項の」を「当該各項に規定する」に、「子育て世帯向け住宅」を「子育て世帯向け住宅又は借上市営住宅」に改め、同項ただし書中「規則」を「第1項の規定による決定を受けた者にあつては、規則」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、市が法に基づいて借り上げた住宅（以下この条において「借上市営住宅」という。）の入居者の決定に当たっては、入居の期限を当該借上市営住宅に係る借上げの期間の満了の日までとする条件を付するものとする。

第20条の4中「（第6号を除く。以下この条において同じ。）及び」を「及び」に、「第32条第1項に」を「第32条第1項（第6号を除く。）に」に、「第38条第1項を」を「第32条第1項第6号及び第38条第1項を」に改める。

第25条の5第1項中「4,200円」を「4,200円を上限として規則で定める額」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第25条の5第1項の改正規定は、

同年 1 1 月 1 日から施行する。

(説 明)

借上市営住宅に係る規定を整備する等のために、旭川市営住宅条例の一部を改正しようとするものである。

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和4年2月21日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 |
| 2 契約の始期 | 令和4年4月1日 |
| 3 契約金額 | 12,000,000円を上限とする額 |
| 4 契約の相手方 | 住所 旭川市●●●●●●●●
氏名 前 田 敬 洋
資格 公認会計士 |

市 道 路 線 の 廃 止 に つ い て

次のとおり市道路線を廃止する。

令和4年2月21日提出

旭川市長 今 津 寛 介

整 理 番 号				路 線 名	起 点 終 点
種別 番号	ブロック 番号	街区 番号	路線 番号		
8 E	1	4 5	3	豊岡6条1丁目2号線	豊岡6条1丁目1番地の3地先 豊岡6条1丁目1番地の35地先
8 E	3	9	3	忠和5条3丁目1号線	忠和5条3丁目66番地の99地先 忠和5条3丁目63番地の202地先
8 E	3	9	6	忠和6条3・4丁目間 1号線	忠和6条3丁目63番地の167地先 忠和6条4丁目63番地の331地先

市 道 路 線 の 認 定 に つ い て

次のとおり市道路線を認定する。

令和4年2月21日提出

旭川市長 今 津 寛 介

整 理 番 号				路 線 名	起 点 終 点
種別 番号	ブロック 番号	街区 番号	路線 番号		
8 E	1	2 3	5	9 条通 1 2 丁目 1 号線	9 条通 1 2 丁目 2 1 9 1 番地の 2 8 7 地先 9 条通 1 2 丁目 2 1 9 1 番地の 3 1 7 地先
8 E	1	4 5	3	豊岡 6 条 1 丁目 2 号線	豊岡 6 条 1 丁目 1 番地の 3 地先 豊岡 6 条 1 丁目 1 番地の 6 7 地先
8 E	1	4 7	3 1	東光 5 条 1 丁目 5 号線	東光 5 条 1 丁目 2 5 2 番地の 3 地先 東光 5 条 1 丁目 2 5 2 番地の 4 0 地先
8 E	1	5 7	4 0	豊岡 8 条 5 丁目 5 号線	豊岡 8 条 5 丁目 8 0 番地の 1 0 1 地先 豊岡 8 条 5 丁目 8 0 番地の 1 0 4 地先
8 E	2	164	2 4	春光 6 条 1 丁目 3 号線	春光 6 条 1 丁目 3 5 6 4 番地の 5 8 地先 春光 6 条 1 丁目 3 5 6 4 番地の 2 0 9 地先
8 E	3	9	3	忠和 6 条 2 丁目・5 条 3 丁目間 1 号線	忠和 6 条 2 丁目 6 6 番地の 5 8 9 地先 忠和 5 条 3 丁目 6 3 番地の 2 0 2 地先

8 E	3	9	6	忠和 6 条 2 ・ 4 丁目間 1 号線	忠和 6 条 2 丁目 6 6 番地の 1 5 2 地先 忠和 6 条 4 丁目 6 3 番地の 3 3 1 地先
-----	---	---	---	--------------------------	--

専決処分の報告について

緊急施行を要した令和3年度旭川市一般会計補正予算を定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年1月27日に別紙専決処分書のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和4年2月21日提出

旭川市長 今 津 寛 介



専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度旭川市の一般会計補正予算を次のとおり定めることを専決処分する。

令和4年1月27日

旭川市長 今 津 寛 介 印

令和3年度 旭川市一般会計補正予算（専決第5号）

令和3年度旭川市の一般会計補正予算（専決第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,671,228千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ192,928,427千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
15 分担金及び負担金		2,660,965	521,750	3,182,715
	1 負担金	2,660,965	521,750	3,182,715
17 国庫支出金		59,644,183	2,149,478	61,793,661
	2 国庫補助金	28,339,339	2,149,478	30,488,817
歳入合計		190,257,199	2,671,228	192,928,427

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商工費		20,705,308	2,671,228	23,376,536
	1 商工費	20,705,308	2,671,228	23,376,536
歳出合計		190,257,199	2,671,228	192,928,427

第2表 繰越明許費補正
(追加分)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
7 商工費	1 商工費	感染防止対策協力支援金	2,671,228

令和3年度 旭川市一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳 入)

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
15		分担金及び負担金	2,660,965	521,750	3,182,715			
	1	負 担 金	2,660,965	521,750	3,182,715			
	4	商工費負担金	2,252,974	521,750	2,774,724	1 協力支援金 負担金	521,750	
17		国庫支出金	59,644,183	2,149,478	61,793,661			
	2	国庫補助金	28,339,339	2,149,478	30,488,817			
	4	商工費国庫補助金	9,184,141	2,149,478	11,333,619	2 新型コロナ ウイルス感 染症対応地 方創生臨時 交付金	2,149,478	
歳 入 合 計			190,257,199	2,671,228	192,928,427			

(歳 出)

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
7		商 工 費	20,705,308	2,671,228	23,376,536	2,671,228				
	1	商 工 費	20,705,308	2,671,228	23,376,536	2,671,228				
	1	商業振興費	19,516,213	2,671,228	22,187,441	国庫支出金 2,149,478 分担金 521,750		10 需 用 費 11 役 務 費 12 委 託 料 13 使用料及び 賃借料 18 負担金, 補 助及び交付 金	82 336 61,560 500 2,608,750	感染防止対策協力支援金 2,671,228
歳 出 合 計			190,257,199	2,671,228	192,928,427	2,671,228				

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて，地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により，次のとおり専決処分したから，同条第2項の規定により報告する。

令和4年2月21日提出

旭川市長 今 津 寛 介

損害賠償の額	専決処分年月日	事故発生年月日 及 び 場 所	過失割合
79,921円	令和4年2月1日	令和3年12月4日 旭川市7条通9丁目	市 100%